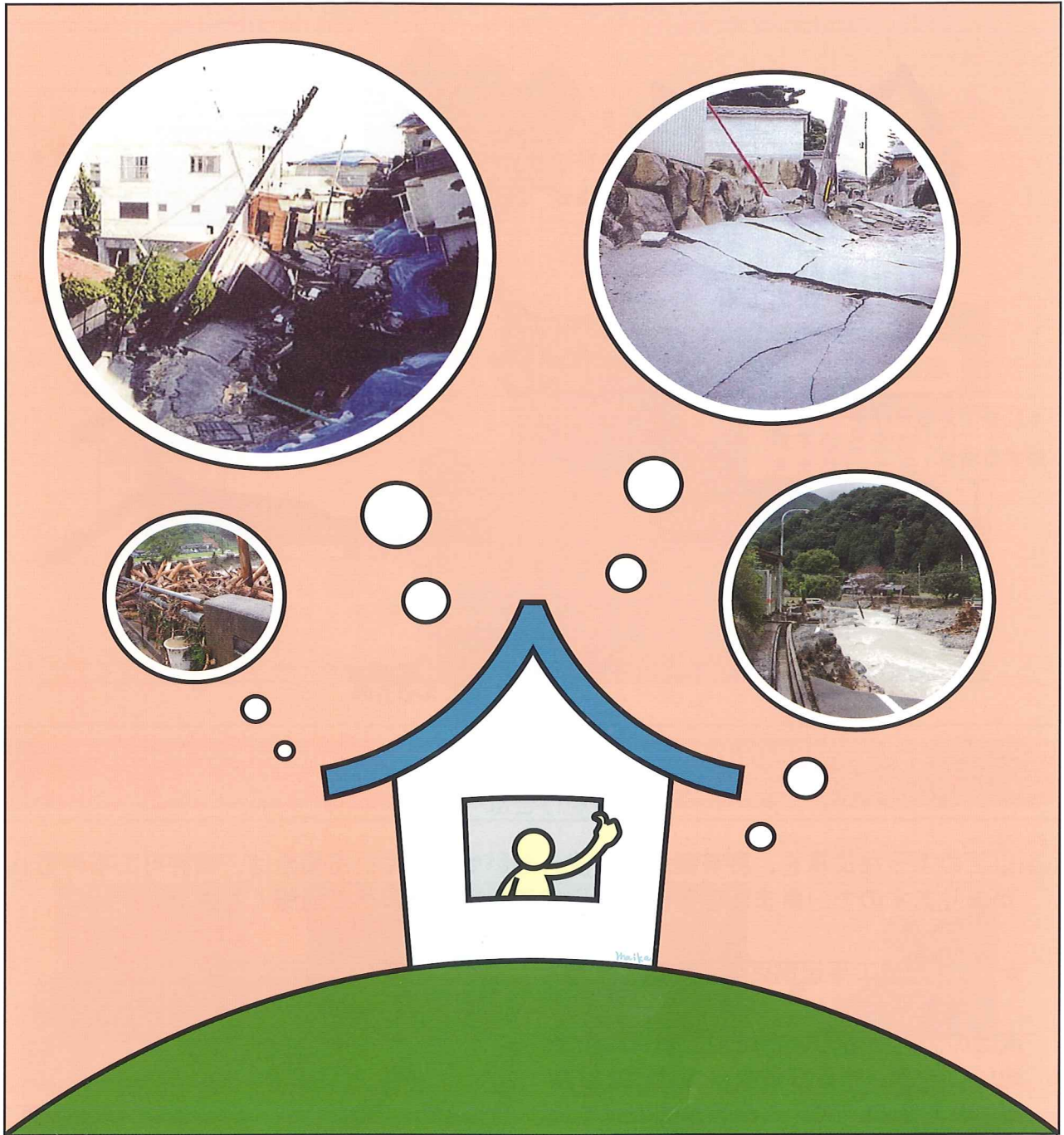


『美しい兵庫』安全で安心なまちづくり

# 宅地防災の手引



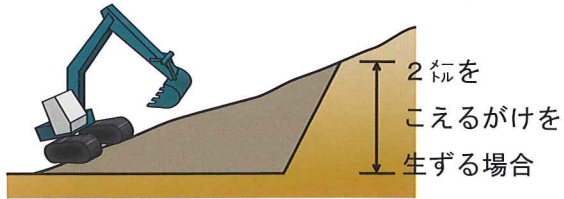
兵庫県  
兵庫県宅地防災推進協議会

# 法律を守って安全な宅地に！

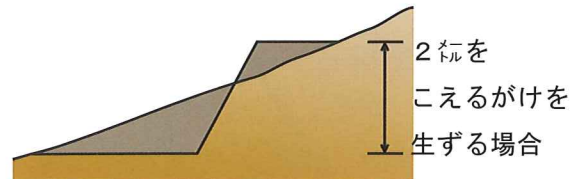
宅地造成工事規制区域内の宅地においては、以下のような工事をする場合は、  
県知事または市長の許可が必要になります。

工事着手前に、専門家に相談のうえ県または市町の開発指導担当の窓口へご相談ください。

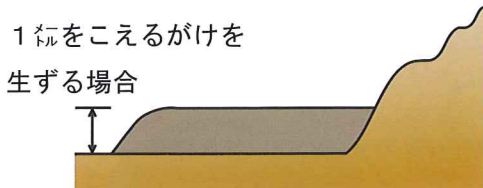
### 切土工事



### 切盛土工事

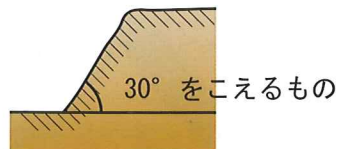
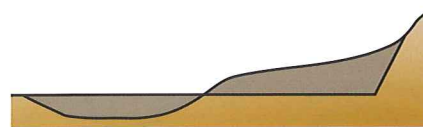


### 盛土工事



### その他の造成工事

500平方mをこえる場合



■がけとは……

※以上のような工事を、許可標識を設置しないでやっている場合は、無許可工事の恐れがありますので、県または市町の開発指導担当の窓口へご通報ください。

### ★「宅地造成工事規制区域」とは…

宅地造成に伴い、がけくずれや土砂流出の恐れが著しい市街地、または市街地になろうとする区域で、法律により指定されたものです。この区域内では宅地造成に関する工事や宅地の保全について、災害の防止のため必要な規制を行います。





## あなたの宅地は安全ですか？

日ごろから家の周囲などを点検し、もしおかしいところがあれば、すぐに専門家や県または市町の開発指導担当の窓口にご相談ください。

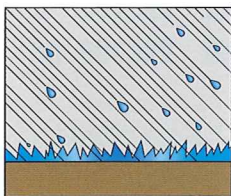
また、危険を感じたときはすぐに避難をし、県や市町の窓口に通報するようにしてください。

### 日ごろの備え……チェックポイント

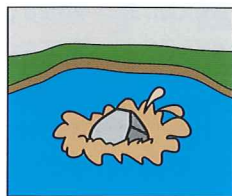


## こんな時はすぐ避難を！

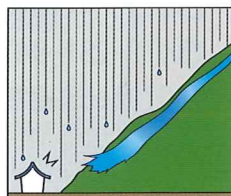
長雨の後で強い雨が降り始めた



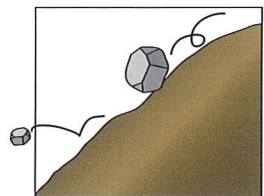
ふだん澄んでいるわき水が濁ってきた



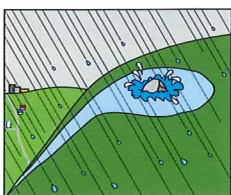
山の斜面を水が走り始めた



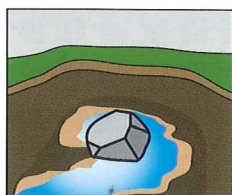
石が転がり落ちてきた



わき水の量が増えてきた



いままで枯れたことのないわき水が止まった



地鳴りの音が聞こえる



山の斜面に亀裂が走った



## 各種融資制度で安全な宅地に

### ○宅地防災工事資金

県や市から危険な宅地であるとして、勧告や命令を受けた方が対象です。

融資限度額 1,030万円

融資率 工事費の9割まで

問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター ☎0570-0860-35

### ○神戸市既成宅地防災工事貸付金制度

神戸市から危険な宅地であるとして、改善要請や改善勧告・命令を受けた方が対象です。

融資限度額 500万円（※住宅金融支援機構の融資制度併用可能）

問い合わせ先 神戸市建設局総務部宅地開発指導課 ☎078-322-5412

### ○西宮市既成宅地等防災工事資金融資あっせん制度

西宮市から危険な宅地として、勧告や命令を受けた方が対象です。

融資限度額 工事費から住宅金融支援機構の融資額を控除した額の範囲内で、かつ500万円以内

問い合わせ先 西宮市防災危機管理局防災総括室防災計画総務課 ☎0798-35-3618

### ○芦屋市既成宅地防災工事資金融資あっせん制度

県から危険な宅地であるとして、勧告や命令を受けた方が対象です。

融資限度額 工事費から住宅金融支援機構の融資額を控除した額の範囲内で、かつ500万円以内

問い合わせ先 芦屋市都市環境部都市計画課都市計画担当 ☎0797-38-2073

## まず相談、みんなの力で住みよい町に

### ○相談先

兵庫県(神戸・姫路・西宮・明石・宝塚・川西・三田市内を除く)県土整備部住宅建築局建築指導課 ☎078-362-3646

阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課 ☎0798-39-1546	但馬県民局豊岡土木事務所
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課 ☎0797-83-3212	まちづくり建築第1課(豊岡庁舎) ☎0796-26-3756
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課 ☎079-421-9227	まちづくり建築第2課(養父庁舎) ☎079-662-2266
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課 ☎0795-42-9406	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課 ☎0795-73-3862
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課 ☎079-281-9653	淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課 ☎0799-26-3246
西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課 ☎0791-58-2256	

神戸市内については	神戸市建設局総務部宅地開発指導課	☎078-322-5412
姫路市内については	姫路市都市局まちづくり推進部まちづくり指導課	☎079-221-2540
西宮市内については	西宮市都市局建築・開発指導部開発審査課	☎0798-35-3151
明石市内については	明石市都市整備部建築室開発審査課	☎078-918-5087
宝塚市内については	宝塚市都市整備部都市整備室宅地建物審査課	☎0797-71-1141
川西市内については	川西市都市整備部まちづくり指導室開発指導課	☎072-740-1111
三田市内については	三田市都市整備部開発指導課	☎079-563-1111

上記の他、各市町の開発指導担当窓口でも相談をお受けします。